

子育てで困ったら・・・

- 子どもの発達が他の子どもと比べて気になる・・・
- 子育てがうまくいかない。誰かに聞いてほしい・・・
- 配偶者から暴力を受けている。子どもに悪影響が・・・
- 子どもが不登校！誰かにいじめられているかも・・・

【町内の相談窓口】 身近なところで、電話や来所での相談を受け付けます。

窓口	電話番号	受付時間	
智頭町教育委員会教育課	75-4119	月～金 8:30～17:15	保育園関係 放課後児童クラブ関係 児童虐待
保健センター「ほのぼの」 福祉課	75-4101	月～金 8:30～17:15	乳幼児の発達と健診 予防接種
子育て支援センター	75-0144 (ちづ保育園内)	月～金 8:30～17:15	発達・児童 未就園児の育児
虐待防止ネットワーク	080-1916-8115	休日・夜間専用 (8:30～20:00)	児童虐待

【町外の相談窓口】 児童福祉司や教員の資格を持った相談員が対応します。

窓口	電話番号	受付時間	
福祉相談センター (児童相談所)	(0857)23-6080	月～金 8:30～17:30	虐待受付 24 時間対応 虐待・養護・発達 不登校・非行・傷害
鳥取県教育センター (教育相談課)	(0857)31-3956	月～土 8:30～20:00	いじめ・不登校 教育に関すること

【電話相談】 電話での対応です。気軽に相談してください。

窓口	電話番号	受付時間	
子育てホットライン	(0857)36-1154	月～金 10:00～20:30	子育て
ヤングテレホン	(0857)29-0808	月～金 8:30～17:15	少年少女の悩み
いじめ110番	(0857)28-8718	毎日 24 時間	いじめ

※その他、学校・保育園・警察署・民生児童委員でも相談を受け付けています。

児童虐待ってどんなこと？

児童虐待とは、本来子どもを守るべき立場の親または、親に代わる保護者などが「子どものからだや心を傷つけ、子どもの健全な成長・発達のさまたげになる行為」を行うことをいい、子どもの心身の発達を侵害する重大な人権問題です。

児童虐待には、4つのタイプがあります。

身体的虐待

殴る、蹴る、叩く、投げ落とす、激しく揺さぶる、やけどを負わせる、溺れさせる、首を絞める、縄などで部屋に拘束する など

性的虐待

子どもへの性行為、性的行為を見せる、性器を触る又は触らせる、ポルノグラフィの被写体にする など

ネグレクト

家に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔にする、自動車の中に放置する、重い病気になっても病院に連れていかない など

心理的虐待

言葉による脅し、無視、きょうだい間での差別扱い、子どもの目の前で家族に対して暴力をふるう、きょうだいに虐待行為を行う など

あなたにできること

- * 虐待と思われる事実を知ったときには通報してください。
- * 子育て中の親子にやさしいまなざしをお願いします。
- * 子育てに悩んでいる人は、ひとりで抱え込まないで相談してください。
- * 虐待で苦しんでいる子どもは我慢しないで相談してください。
- * 虐待と思われる事実を知ったときは通報してください。

虐待かも？と思ったら・・・189(いちはやく)番へ

児童虐待をなくし、子どもたちの笑顔を守るために、平成27年7月1日（水）より、児童相談所全国共通ダイヤルが3桁の番号になりました。通告・相談は匿名でも行うことができ、通告・相談した人、その内容に関する秘密は必ず守られます。



お住まいの地域の
児童相談所につながります。
※一部のIP電話からはつながりません。
※通話料がかかります。



☆ 各児童相談所の番号でも、従来通りつながります。 ☆

【東部】鳥取県福祉相談センター ☎0857-23-6080（鳥取市江津318-1）

【中部】鳥取県倉吉児童相談所 ☎0858-23-1141（倉吉市宮川町2丁目36）

【西部】鳥取県米子児童相談所 ☎0859-33-0621（米子市博労町4丁目50）

完璧な子育てはできません。1人で子育てはできないと言っても過言ではありません。

「大丈夫？」

「困っていない？手伝ってあげようか。」

「頑張っているよね。」

「無理しないでね。」

その一言で救われる家庭があります。

ちょっとした思いやりのおせっかいが子どもの命を救います。